三　その業務を行う役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。以下この号において同じ。）のうちに、次のいずれかに該当する者がある法人

イ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法若しくは弁護士法の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ロ　法第百条第一項の規定により法第九十九条第一項の規定による指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者又は令第二十四条各号に掲げる指定を取り消された法人において、その取消しの日前一月以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から五年を経過しない者

第三章　監督

（仮想通貨交換業に関する帳簿書類の作成及び保存）

第二十六条　法第六十三条の十三に規定する仮想通貨交換業に関する帳簿書類は、次に掲げる帳簿書類とする。

一　仮想通貨交換業に係る取引記録

二　総勘定元帳

三　顧客勘定元帳（仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行うことを内容とする契約を締結する場合に限る。）

四　各営業日における管理する利用者の金銭の額及び仮想通貨の数量の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）

五　各営業日における信託財産の額の記録（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者であって、第二十条第一項第二号に定める方法により利用者の金銭を管理する仮想通貨交換業者に限る。）

六　分別管理監査の結果に関する記録

2　仮想通貨交換業者は、帳簿の閉鎖の日から、前項第一号から第三号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも十年間、同項第四号から第六号までに掲げる帳簿書類にあっては少なくとも五年間、当該帳簿書類を保存しなければならない。

3　第一項各号に掲げる帳簿書類は、国内において保存しなければならない。ただし、当該帳簿書類が外国に設けた営業所において作成された場合において、その作成後遅滞なく国内においてその写しを保存しているとき、又は当該帳簿書類が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び第三十条第二項第三号において同じ。）をもって作成され、かつ、国内に設けた営業所において当該電磁的記録に記録された事項を表示したものを遅滞なく閲覧することができる状態に置いているときは、この限りでない。

（仮想通貨交換業に係る取引記録）

第二十七条　前条第一項第一号に規定する仮想通貨交換業に係る取引記録とは、次に掲げるものとする。

一　取引日記帳

二　媒介又は代理に係る取引記録

三　自己勘定元帳

2　前項第一号の取引日記帳には、法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものを除く。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　約定年月日

二　利用者の氏名又は名称（仮想通貨交換業の利用者との間で仮想通貨交換業に係る取引を継続的に又は反復して行う場合に限る。）

三　自己又は取次ぎの別

四　売付け、買付け又は他の仮想通貨との交換の別

五　仮想通貨の名称

六　仮想通貨の数量

七　約定価格又は単価及び金額（他の仮想通貨との交換の場合にあっては、当該他の仮想通貨の名称及び約定価格に準ずるもの）

八　相手方の氏名又は名称（取次ぎの場合に限る。）

九　取引に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額（取次ぎの場合に限る。）

3　第一項第二号の媒介又は代理に係る取引記録には、法第二条第七項第二号に掲げる行為（媒介又は代理に係るものに限る。）に関し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　媒介又は代理を行った年月日

二　利用者の氏名又は名称

三　媒介又は代理の別

四　媒介又は代理の内容

五　仮想通貨の名称

六　仮想通貨の数量

七　約定価格又は単価及び金額（他の仮想通貨との交換の場合にあっては、当該他の仮想通貨の名称及び約定価格に準ずるもの）

八　媒介又は代理に関して受け取る手数料、報酬その他の対価の額

4　第一項第三号の自己勘定元帳には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　仮想通貨の名称

二　約定年月日

三　相手方の氏名又は名称（相手方を自己において選択する取引である場合に限る。）

四　売付け、買付け又は他の仮想通貨との交換の別

五　仮想通貨の数量

六　自己が保有する金銭の額及び仮想通貨の数量の残高

（顧客勘定元帳）

第二十八条　第二十六条第一項第三号に規定する顧客勘定元帳とは、次に掲げるものとする。

一　利用者勘定元帳

二　仮想通貨管理明細簿（法第二条第七項第三号に掲げる行為を行う者に限る。）

2　前項第一号の利用者勘定元帳は、利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　利用者の氏名又は名称

二　仮想通貨の名称

三　自己、媒介、取次ぎ又は代理の別

四　売付け、買付け又は他の仮想通貨との交換の別

五　約定年月日

六　仮想通貨の数量

七　約定価格又は単価及び金額（他の仮想通貨との交換の場合にあっては、当該他の仮想通貨の名称及び約定価格に準ずるもの）

3　第一項第二号の仮想通貨管理明細簿は、利用者ごとに作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　受入れ又は引出しの別及びその年月日

二　利用者の仮想通貨を管理する者の氏名又は名称

三　仮想通貨の名称

四　仮想通貨の数量